

平成30年度下期  
原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業  
(通称、F補助金)  
応募要領

- ※ 応募書類の記入方法等については、別冊『審査依頼書 記入要領』に説明がございますのであわせてご確認ください。
- ※ 応募書類は新潟県(以下「県」という。)のホームページに掲載されます。ダウンロードしていただくことにより、お手元のパソコンを使って審査依頼書を作成することもできます。

平成30年10月

お問合せ先

一般財団法人 電源地域振興センター 総務企画部 立地審査課  
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町二丁目3番3号 堀留中央ビル7階  
TEL 03-6372-7307(平日 9:30～17:30)  
FAX 03-6372-7301 HP <http://www2.dengen.or.jp/>

# I. 平成30年度下期の募集について

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業では、対象地域(19ページ「別紙A」参照)で雇用の増加を生む事業所の新規立地や設備の増設を行った企業等に対し、企業等が支払った電気料金の実績等に基づき、一定期間にわたって補助金を交付します。

平成30年度下期における原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業に係る補助金(F補助金)に応募をされる方は、対象となる企業立地日及び特例増設日を確認の上、応募書類として審査依頼書と添付書類を下記送付先へ募集期間内に送付してください。なお、応募及び補助金受給手続きにあたっては、この応募要領及び審査依頼書記入要領を熟読した上で、適正に行っていただくようお願いします。

《平成30年度下期の応募の対象となる企業立地日及び特例増設日》

新規の応募	企業立地日が平成29年10月1日から平成30年8月31日までのもの
特例増設初回の応募	特例増設日が平成29年10月1日から平成30年8月31日までのもの
継続の応募	企業立地日が平成22年10月1日以降であって、既に新規の応募が採択されているもの

※企業立地日及び特例増設日の考え方については、4ページ「2. 企業立地日」及び「4. 特例増設日」を参照してください。

**募集期間** ※期限までの到着分のみ受付させていただきます。

継続の応募……………平成30年10月24日(水)～11月7日(水)

新規及び特例増設初回の応募……………平成30年10月24日(水)～11月14日(水)

**応募書類の送付先** ※応募の内容によって送付先が異なりますのでご注意ください。

新規及び特例増設初回の応募

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県 産業労働観光部 産業立地課 電源地域振興係 宛

継続の応募

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町二丁目3番3号 堀留中央ビル7階

一般財団法人 電源地域振興センター 総務企画部 立地審査課 宛

## 補助金に応募する際の注意点

- ① この度の応募書類は補助金の交付申請の際の添付書類となりますので、全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 万一、不正行為が認められたときは、補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくことがあります。
- ③ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ④ 本事業は国の会計検査の対象となっており、補助金の交付後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ⑤ 審査依頼書及び補助金の交付に係る提出書類は、給付金の交付を受けることが終了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- ⑥ 経済産業省及び対象事業所が立地する道府県が、交付先、補助額等の交付状況を公表することがあります。
- ⑦ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている者は応募できないことがあります。
- ⑧ 代表者若しくは役員等が暴力団員、又は代表者若しくは役員等が暴力団の運営に対して協力、関与している者は応募できません。

## Ⅱ．F補助金の概要

### 1. 目的

原子力発電施設等の周辺の地域における企業立地に対する支援を行うことにより、当該地域の雇用の増加を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とします。

### 2. 対象期間

新規に交付の決定がされた場合、以降は半期(上期:4～9月、下期:10～3月)ごとの継続の応募により、交付要件を満たした者について、概ね8年間にわたって補助金の交付が行われます。

### 3. 対象地域

原子力発電施設等の所在市町村、隣接市町村等の区域の全部又は一部が対象となります。詳しくは19ページ「別紙A」を参照してください。

所在市町村	原子力発電施設等の設置が行われている市町村
隣接市町村	所在市町村に隣接する市町村
旧隣接	一定期間内に行われた市町村合併の前から隣接市町村に該当していた地域
旧外部	一定期間内に行われた市町村合併の前において隣接市町村の扱いをしていなかった地域

### 4. 対象者

対象地域で事業を営む株式会社その他法人格を有する団体等及び個人事業主となります。ただし、個人事業主は法人と同様に帳簿等が整備されている必要があります。

### 5. 対象事業

補助金の対象となる事業所が、次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものとなります(企業立地日が平成27年9月30日以前で継続の応募の場合、事業の種類は問いません)。

(ア) 製造業に属する事業

(イ) 道府県又は対象地域の市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等(条例又は規則等により当該道府県又は対象地域の市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該道府県又は対象地域の市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。(ウ)において同じ。)が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

(ウ) 道府県又は対象地域の市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該道府県又は対象地域の市町村からの金銭的な支援を受けているもの

ただし、次の各項に掲げる事業を行う場合には、当該事業は交付の対象となりません。

(1) 指定管理者(地方自治法の第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)として行う公の施設の管理を行う事業

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業を行う事業

### 6. 交付額

電気料金の支払実績等に基づいて算定され、更に一定額以上の設備投資があった場合には、雇用人数に応じて加算して交付額を算定します。詳しくは9ページ「Ⅶ. 交付額の算定」を参照してください。

## Ⅲ. 主な用語の説明

### 1. 企業立地

補助金の交付を受けようとする者(以下「補助金応募者」という。)が、自らの事業の用に供する事業所を新設又は増設し、以下の全ての要件を満たし、対象地域の市町村の長が推薦したものをいいます。

- ・事業所の増設に伴い、契約電力が増加していること
- ・雇用創出効果が3人以上あること
  - ※雇用創出効果とは、平成30年度下期の応募においては、平成30年9月30日における対象事業所の雇用者(以下「期末雇用者」という。)の人数から基礎雇用者及び控除雇用者を除いた人数をいいます。詳しくは7ページ「2. 雇用の交付要件」を参照してください。
- ・対象地域の市町村の区域内における企業間の競争に悪影響を及ぼすおそれのないこと
- ・公の秩序の維持又は善良の風俗の保持を妨げるおそれのないこと
- ・3ページ「5. 対象事業」に該当する事業であること

なお、企業立地は新設と増設に分類されます。

#### ① 新設

対象地域内に初めて事業所を設置すること、既存の事業所を別の地点に全面移転し設置すること、又は既存の事業所に加えて別の地点に事業所を設置することにより、企業立地することをいいます。

#### ② 増設

対象地域内にある事業所を、同一敷地内(隣接及び道路対向地等を含む)で拡充或いは設備等の増強を行うことをいいます。

### 2. 企業立地日

企業立地する場合であって、以下の日をいいます。

- ① 新たに電気の需給契約を締結する場合は、電気の供給を受けた最初の日
- ② 新たに電気の需給契約を締結しない場合は、次のいずれかの日
  - (ア) 契約電力変更の申込みを行った場合にあつては、契約変更に伴い契約電力が増加した日
  - (イ) 最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約(デマンド)を結んでいる場合にあつては、直前の計量日(契約電力が増加した日)

ただし、本格稼働前の試運転が行われた場合にあつては、当該試運転が行われたと認められる期間の末日の翌日を企業立地日とする場合があります。

### 3. 特例増設

企業立地日の属する半期の翌半期以降において行う事業所の増設のうち、12ページ「Ⅷ. 特例増設の要件」を満たすものをいいます。ただし、一つの事業所につき2度までの増設に限ります。

### 4. 特例増設日

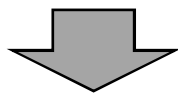
特例増設する場合であって、以下の日をいいます。

- ① 契約電力変更の申込みを行った場合にあつては、契約の変更に伴い契約電力が増加した日
- ② 最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約(デマンド)を結んでいる場合にあつては、直前の計量日(契約電力が増加した日)

## IV. 全体スケジュール

平成30年度下期における応募から補助金の支払いに至るまでのスケジュールは以下のとおりです。なお、スケジュールは目安であり、前後することがあります。

	新規及び特例増設初回の応募のみ
<b>■ 推薦の依頼</b> (～平成30年11月7日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業所が立地する市町村の長の推薦が必要となりますので、市町村に応募に係る推薦を依頼してください。(市町村の担当窓口がご不明の場合は、県又は電源地域振興センター(以下「本財団」という。)にお問合せください)</li> <li>・推薦にあたっての手続きは市町村ごとに異なりますので、市町村の指示に従ってください。</li> <li>・推薦書は市町村から県を経由して本財団に提出されます。</li> </ul>



以降、継続の応募、新規及び特例増設初回の応募とも共通

	共通
<b>■ 応募書類の提出</b> ・継続 (平成30年10月24日～11月7日) ・新規及び特例増設初回 (平成30年10月24日～11月14日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続                              本財団に審査依頼書及び必要な添付書類を送付してください。</li> <li>・新規及び特例増設初回                              県に審査依頼書及び必要な添付書類を送付してください。</li> <li>・書類は募集期間内必着とし、期間後は受付できません。</li> </ul>
↓	
<b>■ 書類の審査</b> (書類提出～平成30年12月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び本財団による審査を行います。必要に応じてヒアリング等を行い、書類に不足、不備があれば修正等をお願いします。</li> <li>・審査後、採否結果を県から通知します。</li> </ul>
↓	
<b>■ 交付申請書の提出</b> (平成31年2月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県から採択通知があった補助金応募者は、必要事項を記入して県に送付してください。</li> <li>・必要に応じて現地調査(応募書類の原本確認等)を行います。</li> </ul>
↓	
<b>■ 交付決定通知書兼額の確定通知書の送付</b> (平成31年3月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請が採択された補助金応募者に対し、県から送付します。</li> </ul>
↓	
<b>■ 補助金に係る支払請求書の提出</b> (平成31年4月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要事項を記入して県に送付してください。</li> </ul>
↓	
<b>■ 補助金の振込</b> (平成31年5月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県から補助金を指定口座に振込みます。</li> </ul>

## V. 応募時の提出書類

応募にあたっては以下の書類を提出してください。新規及び特例増設初回の応募と継続の応募では提出書類が一部異なります。

◎が付いているものは提出が必要、○が付いているものは必要に応じて(該当する場合等)提出が必要

	書 類 名 称	新規 及び 特例増設 初回	継 続
	審査依頼書(A4縦)	◎	◎
<b>■電力関係 (②～⑤はコピーを提出)</b>			
①	電力帳票まとめ表【様式1】	◎	◎
②	電力需給契約書等(企業立地日等を確認できるもの) ※継続の応募においても、契約に変更や追加があった場合には提出が必要	◎	/
③	電力使用期間が確認できるもの (例:電気使用量のお知らせ、検針票等)	◎	◎
④	電気料金とその内訳・契約電力・支払期日が確認できるもの (例:電気料金請求書、電気料金内訳明細書等)	◎	◎
⑤	料金の支払が確認できるもの (例:電気料金領収証、口座振替完了のお知らせ等)	◎	◎
<b>■雇用関係 (⑦⑧⑩⑪はコピーを提出、⑩⑪は期末雇用者全員分を提出)</b>			
⑥	雇用保険被保険者一覧表【様式2】	◎	◎
⑦	(新たに「他の地域からの転入者」がいる場合) 社内異動通知等 ※転入者、転入元、転入先、転入日が確認できるもの	○	○
⑧	事業所台帳異動状況照会(ヘッダー2) ※平成30年10月1日以降にハローワークより取得したもの	◎	◎
⑨	事業所別雇用内訳表【様式3】 ※対象事業所を単独で雇用保険上の事業所として登録している場合は提出不要	○	○
⑩	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)又は事業所別被保険者台帳照会 ※事業所別被保険者台帳照会はハローワークより取得	◎	◎
⑪	平成30年9月30日の在籍及び勤務実態を確認できるもの (例:タイムカード、出勤簿、休暇届等)	◎	◎
<b>■特例給付金要件に該当する投資がある場合 (⑬⑭はコピーを提出)</b>			
⑫	特例給付金に係る付属書類【様式4】又は特例増設に係る付属書類【様式5と様式5-1、5-2】	◎	/
⑬	固定資産台帳及び経理処理関係書類(契約書、請求書、領収書等) ※⑫に記入した固定資産に係る分を提出	◎	/
⑭	(⑫に記入した固定資産に補助金を充当する場合) 補助金の交付申請書、交付決定通知書、補助率記載資料	○	/
<b>■その他 (コピーを提出)</b>			
⑮	(共同申請・共同受電の場合) 補助金の配分等に係る協定書	○	○

※提出書類の詳細については、別冊『審査依頼書 記入要領』を参照してください。

※個々の事例に即して、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

## VI. 交付要件

### 1. 電力の交付要件

- ① 平成30年度下期の応募においては、企業立地日の属する月の翌月以降の支払分で、かつ平成30年4月1日から平成30年9月30日までの支払電気料金であること
- ② 補助金応募者が直接電気の需給契約を締結したものであること
- ③ 電気の需給契約の需要区分が電力需要であること  
※需要区分が電灯需要である場合は対象外となります。また、電力需要であっても契約種別が臨時電力等契約期間に限定のあるものも対象外となります。  
※その他、電力需要の形態や需給契約によって異なる取扱いをする場合があります。
- ④ 電気の需給契約の相手方は、電気事業法に定める小売電気事業者、一般送配電事業者又は登録特定送配電事業者(以下「小売電気事業者等」という。)であること  
※小売電気事業者等の確認については、経済産業省 資源エネルギー庁のホームページ([http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/summary/retailers\\_list/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/))をご覧ください。  
※小売電気事業者等からの電気の需給方法によっては、補助対象とならないことがあります(電力代理購入事業等の契約によるもの等)。
- ⑤ 事業所の新增設に伴い契約電力が増加していること  
※契約電力の増加(増加契約電力)の捉え方は次のとおりです。

$$\text{増加契約電力} = (\text{実契約電力} - \text{基礎契約電力}) > 0$$

	新 設	増 設
実契約電力	企業立地日の属する月の翌月以降の支払分でかつ平成30年4月1日～平成30年9月30日の支払電気料金に係る契約電力の平均値	同 左
基礎契約電力	ゼ ロ	企業立地日の属する月に支払った分を含む前1年間の契約電力の平均値

なお、交付額の算定に用いる増加契約電力は、雇用創出効果に応じて次のように上限が設定されていますので、上限値を超える場合は、上限値に置き換えられます。

雇用創出効果	増加契約電力の上限
3人以上20人未満	1,500kW
20人以上	2,500kW

### 2. 雇用の交付要件

- ① 平成30年度下期の応募においては、平成30年9月30日に対象事業所で常時就労している雇用者であること  
※他の企業への出向等により、対象事業所に勤務実態のない雇用者は対象外です。
- ② 雇用者は、補助金応募者が直接雇用している者であること  
※派遣社員や関係会社の者は、補助金応募者が直接雇用している者ではないので対象外です。
- ③ 雇用保険の被保険者の種類のうち「一般被保険者」の加入者であること

④ 対象事業所における雇用創出効果が3人以上であること

※雇用創出効果の捉え方は次のとおりです。

$$\text{雇用創出効果} = (\text{期末雇用者数} - \text{基礎雇用者数} - \text{控除雇用者数}) \geq 3$$

	新 設	増 設
期末雇用者数	平成30年9月30日における対象事業所の雇用者の数	
基礎雇用者数 (新規の応募時に設定)	ゼ ロ	企業立地日の1年前の日が属する 半期の末日の雇用者の数
控除雇用者数 (応募ごとに変動)	同一市町村等からの転入者の数(16ページ「Q&A3」参照)	

ハローワークの指摘等により遡って雇用保険の資格を喪失し、応募及び補助金受給の後に期末雇用者数が減少した場合には、本財団に報告してください。



## VII. 交付額の算定

電力給付金と特例給付金を算定し、その合計を算定交付額とします。また、限度額を別途算定します。算定交付額と限度額を比較し、最も少ない額が交付額となります。

(1) 算定交付額(電力給付金+特例給付金)

(2) 算定電気料金による限度額

(3) 支払電気料金による限度額

※上記(1)～(3)のうち、最も小さい値が交付額(千円未満切捨て)となります。

(1) 算定交付額の算定

### ■ 電力給付金

$$\text{電力給付金} = \text{増加契約電力} \times (\text{算定単価(a)} - \text{交付金単価(b)}) \times \text{支払月数}$$

増加契約電力は7ページ「⑤」のとおり雇用創出効果に応じて上限値が設定されていますので、上限値を超える場合は上限値に置き換えられます。

(a) 算定単価

次の式により得られた1kW当たりの月額電気料金を下の算定単価表に当てはめ、算定単価を求めます。所在市町村及び隣接市町村(旧隣接)は算定単価①、隣接市町村(旧外部)は算定単価②が適用されます。市町村の区分は19ページ「別紙A」を参照してください。

$$\text{1kW当たりの月額電気料金} = \text{増加電気料金} \div (\text{増加契約電力} \times \text{支払月数})$$

《算定単価表》

1kW当たりの月額電気料金	算定単価①	算定単価②
0円以上 1,500円未満	600円	300円
1,500円以上 1,600円未満	640円	320円
1,600円以上 1,700円未満	680円	340円
1,700円以上 1,800円未満	720円	360円
1,800円以上 1,900円未満	760円	380円
1,900円以上 2,000円未満	800円	400円
2,000円以上 2,100円未満	840円	420円
2,100円以上 2,200円未満	880円	440円
2,200円以上 2,300円未満	920円	460円
2,300円以上 2,400円未満	960円	480円
2,400円以上 2,500円未満	1,000円	500円
以後、100円ごとに区分	以後、40円ずつ加算	以後、20円ずつ加算

※増加電気料金は、実支払電気料金から基礎電気料金を差引いた値となります。実支払電気料金及び基礎電気料金の設定方法は次のとおりです。

	新 設	増 設
実支払電気料金	企業立地日の属する月の翌月以降の支払分で、かつ平成30年4月1日～平成30年9月30日の支払電気料金から消費税等相当額、遅収料金・延滞利息、契約超過金等、及び補助金応募者以外の電気料金負担分を除いた額です。また、早収期限後又は支払期限後の支払いで、翌半期に支払われた電気料金は対象とはなりません。以下、同じ。	
基礎電気料金	ゼロ	企業立地日の属する月に支払った分を含む前1年間の電気料金の平均値に実支払電気料金の支払月数で換算した値

(b) 交付金単価

電源立地地域対策交付金交付規則に基づく市町村ごとの単価が適用されます。合併が行われた市町村にあつては、合併前の市町村の区分による単価が適用されます。詳しくは19ページ「別紙A」を参照してください。

■ 特例給付金

新規の応募時に以下の投資要件を満たすものについて、特例給付金が加算されます。ただし、電力給付金交付対象であることが必要です。

- ・補助金応募者が地方税法上の固定資産(土地、家屋、償却資産)を直接取得したものであること
- ・原則として企業立地日が属する半期に対象事業所の新增設に伴う投資を行い、その投資額が次に掲げる金額以上であること

	新 設	増 設
所在市町村	500万円(税抜)	250万円(税抜)
隣接市町村	1,000万円(税抜)	500万円(税抜)

※投資が行われた日並びに投資額とは、固定資産台帳上の取得日並びに取得価額となります。

※投資額は圧縮記帳後の額となります。

特例給付金は次の算定式により求めます。

所在市町村	30万円 × 雇用創出効果(人数)
隣接市町村	15万円 × 雇用創出効果(人数)

(2) 算定電気料金による限度額の算定

$$\text{算定電気料金による限度額} = \text{増加契約電力} \times (\text{算定単価} \times \text{係数A} - \text{交付金単価}) \times \text{支払月数}$$

増加契約電力は7ページ「⑤」のとおり雇用創出効果に応じて上限値が設定されていますので、上限値を超える場合は上限値に置き換えられます。

係数Aは、市町村ごとに設定されています。市町村の所在、隣接の区分は19ページ「別紙A」を参照してください。

所在市町村	2.0
隣接市町村(旧隣接)	1.5
隣接市町村(旧外部)	2.0

(3) 支払電気料金による限度額の算定

$$\text{支払電気料金による限度額} = \text{増加電気料金} \times \text{係数B} - (\text{増加契約電力} \times \text{交付金単価} \times \text{支払月数})$$

係数Bは、市町村ごとに設定されています。市町村の所在、隣接の区分は19ページ「別紙A」を参照してください

所在市町村	1.0
隣接市町村(旧隣接)	0.75
隣接市町村(旧外部)	0.5

## VIII. 特例増設の要件

### 1. 概要

企業立地日の属する半期の翌半期以降において行う一事業所の増設のうち、以下の全ての要件を満たすものを特例増設といい、特例増設を行った場合、その分の交付が受けられることとなります。

ただし、一事業所につき2度までの増設に限ります。

ア 事業所の増設に伴い契約電力が増加していること

イ 雇用創出効果が3人以上あること

ウ 事業所の増設に伴い取得した固定資産の価額の総額が次に掲げる金額以上であること

(ア) 当該増設が所在市町村において行われる場合にあつては、250万円(税抜)

(イ) 当該増設が隣接市町村(旧隣接)において行われる場合にあつては、500万円(税抜)

エ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること

(ア) 製造業に属する事業

(イ) 道府県又は対象地域の市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等(条例又は規則等により当該道府県又は対象地域の市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該道府県又は対象地域の市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。(ウ)において同じ。)が定められている場合にあつては、当該特定の業種に属する事業

(ウ) 道府県又は対象地域の市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該道府県又は対象地域の市町村からの金銭的な支援を受けているもの

特例増設の1度目及び2度目に係る初回の応募にあたっては、対象事業所が立地する市町村の長の推薦が必要となります。

### 2. 契約電力の増加分の捉え方

特例増設による契約電力の増加分(増加契約電力)の捉え方は次のとおりです

$$\text{増加契約電力} = (\text{実契約電力} - \text{基礎契約電力}) > 0$$

実契約電力	特例増設日が属する月の翌月以降の支払分で、かつ平成30年4月1日～平成30年9月30日の支払電気料金に係る契約電力の平均値
基礎契約電力	下表「特例増設に係る契約電力及び電気料金の基礎値」により得られた契約電力の基礎値

※基礎契約電力は当初の企業立地日の時期と特例増設の回数によって設定方法が異なります。次の表で当てはまる方法により基礎値を設定します。

※交付額の算定に用いる基礎電気料金も、基礎契約電力と同じ方法により基礎値を設定します。得られた基礎値に実支払電気料金の支払月数で換算した値が基礎電気料金となります。

《特例増設に係る契約電力及び電気料金の基礎値》

	特例増設1度目	特例増設2度目
当初の企業立地日が平成20年3月31日以前のもの (特例増設前は旧制度を適用)	特例増設日(1度目)が属する月に支払った分を含む前1年間の契約電力と電気料金の平均値	(A) 特例増設日(2度目)が属する月に支払った分を含む前1年間の契約電力と電気料金の平均値  (B) 特例増設日(1度目)が属する半期の翌半期から特例増設日(2度目)が属する半期の前半期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値
当初の企業立地日が平成20年4月1日以降のもの (特例増設前は新制度を適用)	(A) 特例増設日(1度目)が属する月に支払った分を含む前1年間の契約電力と電気料金の平均値  (B) 企業立地日が属する半期の翌半期から特例増設日(1度目)が属する半期の前半期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値  ⇒(A)と(B)の大きいほうの値	⇒(A)と(B)の大きいほうの値

※特例増設を行うことによって交付期間が重複する場合があります。特例増設を行った以降、交付額の算定に用いる基礎契約電力、基礎電気料金は17ページ「Q&A6」を参照してください。

※企業立地又は特例増設1度目から13年経過後の基礎契約電力、基礎電気料金の設定方法は、当該特例増設日が属する月に支払った分を含む前1年間の平均値を基礎値とします。

### 3. 雇用の増加分の捉え方

特例増設による雇用の増加分(雇用創出効果)の捉え方は次のとおりです。

$$\text{雇用創出効果} = (\text{期末雇用者数} - \text{基礎雇用者数} - \text{控除雇用者数}) \geq 3$$

期末雇用者数	平成30年9月30日における対象事業所の雇用者の数
基礎雇用者数 (初回の応募時に設定)	下表「特例増設に係る基礎雇用者数」により得られた雇用者の数
控除雇用者数 (応募ごとに変動)	同一市町村等からの転入者の数(16ページ「Q&A3」参照)

※基礎雇用者数は当初の企業立地日の時期と特例増設の回数(1度目及び2度目)によって設定方法が異なります。次の表で当てはまる方法により基礎雇用者数を設定します。

《特例増設に係る基礎値雇用者数》

	特例増設1度目	特例増設2度目
当初の企業立地日が平成20年3月31日以前 (特例増設前は旧制度を適用)	特例増設日(1度目)の1年前の日が属する半期の末日の雇用者数	(A) 特例増設日(2度目)の1年前の日が属する半期の末日の雇用者数  (B) 特例増設日(1度目)が属する半期の翌半期から特例増設日(2度目)が属する半期の前半期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期の末日の雇用者数のうち最大の雇用者数
当初の企業立地日が平成20年4月1日以降 (特例増設前は新制度を適用)	(A) 特例増設日(1度目)の1年前の日が属する半期の末日の雇用者数  (B) 企業立地日が属する半期の翌半期から特例増設日(1度目)が属する半期の前半期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期の末日の雇用者数のうち最大の雇用者数  ⇒(A)と(B)の大きいほうの雇用者数	⇒(A)と(B)の大きいほうの雇用者数

※特例増設を行うことによって交付期間が重複する場合があります。特例増設を行った以降、交付額の算定に用いる基礎雇用者数は17ページ「Q&A6」を参照してください。

※企業立地又は特例増設1度目から13年経過後の基礎雇用者数の設定方法は、当該特例増設日の1年前の日が属する半期の末日の雇用者数を基礎値とします。

#### 4. 交付額の算定

特例増設を行った場合の交付額の算定方法は、9ページ「VII. 交付額の算定」にある“企業立地日”を“特例増設日”に読替えて同様に適用されます。

## IX. 交付の特例

### 1. 共同申請

#### (1) 共同申請の概要

複数の中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)が同一市町村内において、共同して行う企業立地であって、それぞれの中小企業者の雇用創出効果が3人に満たない場合でも、雇用創出効果の合計が3人以上20人未満であるときは、『共同申請』として共同で応募することができます。この場合、算定に用いる増加契約電力は、1,500kWをもって限度とします。

共同申請により補助金を受給後、継続の応募においてそれぞれの中小企業者の雇用創出効果が3人以上となった場合も、引続き共同申請を行ってください。

#### (2) 共同申請の要件

共同申請の特例を適用し、代表して補助金の交付を受けようとする者を「代表申請者」、代表申請者以外に補助金の交付を受けようとする者を「他申請者」といい、要件は次のとおりです。

- ① 代表申請者及び他申請者は、中小企業基本法第2条に規定された要件を満たす企業又は個人であること
- ② 代表申請者及び他申請者の雇用創出効果の合計が3人以上であること
- ③ 代表申請者及び他申請者は、補助金の受給手続等について協定書を締結していること

### 2. 共同受電

#### (1) 共同受電の概要

複数の事業者が同一の工業団地内、敷地内又はビル等内において同時期に行う企業立地(雇用創出効果の合計が3人以上である場合に限る。)の場合であって、当該事業者が共同して電気の供給を受けるため小売電気事業者等との電気の需給契約を締結する場合にあつては、当該電気の需給契約を締結する者が『共同受電』として応募することができます。

この場合の契約電力は、共同して電気の供給を受けた契約電力とします。

共同受電においては、共同受電の構成員である企業のうち補助金申請の対象になるのは、最低1人以上の雇用創出効果がある場合であり、増加雇用者のない場合は対象になりません。

#### (2) 共同受電の要件

共同受電の特例を適用し、補助金応募者以外に補助金の交付を受けようとする者を「他事業者」といい、要件は次のとおりです。

- ① 補助金応募者は、小売電気事業者等と電気の需給契約を締結した者であること
- ② 補助金応募者及び他事業者は、電気料金の負担者であり、自ら直接雇用した者の雇用創出効果がそれぞれ1人以上であること(一時的な使用を行う展示場等の事業者は対象外)
- ③ 補助金応募者及び他事業者の契約電力、電気料金は、子メーターを設置し、その電気の使用量等に基づき適正に算出されていること
- ④ 補助金応募者及び他事業者の雇用創出効果の合計が3人以上であること
- ⑤ 補助金応募者は、補助金の配分方法等について他事業者と協定書を締結していること

交付対象となる契約電力、電気料金は、交付要件を満たしている補助金応募者及び他事業者の契約電力、電気料金の合計です。

## X. F補助金制度に関するQ&A

Q1 企業立地日から期間が経過しても新規の応募はできますか。

A1 新規の応募は企業立地日の属する半期の翌半期又は翌々半期にすることができます。  
平成30年度下期において新規の応募ができる事業所は、企業立地日の属する月の翌月以降の電気料金支払分が対象となることから、企業立地日が平成29年10月1日から平成30年8月31日までのものとなります。期間の経過によって、企業立地日が平成29年9月30日以前となるものは、今回、新規の応募はできません。  
詳しくは24ページ「別紙C」を参照してください。

Q2 企業立地日の設定にあたって、本格稼働前の試運転とはどのようなケースが該当しますか。

A2 対象事業所で電気の需給契約を締結した後に、設備の設置等に伴って設置業者が電気料金を負担している期間を試運転と取扱い、企業立地日は当該試運転が行われたと認められる期間の末日の翌日とする場合があります。また、電気の需給契約後に建物の引渡しを受けた時は、引渡しまでの期間を試運転と取扱い、自ら事業の用に供する事業所になった時を企業立地日とする場合もあります。  
このいずれの場合も、操業(事業)開始届及び確認資料を提出していただきます。

Q3 控除雇用者とはどのようなものをいうのですか。雇用創出効果となるのはどのような場合ですか。

A3 雇用者は採用や転入等により以下のとおり分類します。

新規雇用者	対象事業所へ、新卒・中途採用等により新たに採用され従事している者
他の地域からの転入者	別の事業所から対象事業所へ、人事異動により配属され従事している者で、「同一市町村等からの転入者」以外の者
同一市町村等からの転入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一市町村間において、別の事業所から対象事業所へ、人事異動により配属され従事している者</li> <li>・同一道府県内において、所在市町村にある別の事業所から隣接市町村にある対象事業所へ、人事異動により配属され従事している者</li> <li>・同一道府県内において、隣接市町村にある別の事業所から別の隣接市町村にある対象事業所へ、人事異動により配属され従事している者</li> <li>・新設の場合、企業立地日の2カ月前の日より前の「新規雇用者」及び「他の地域からの転入者」(25ページ「別紙D」参照)</li> </ul> <p>※市町村間の異動について、詳しくは23ページ「別紙B」を参照してください。 ※市町村の所在・隣接の区分について、詳しくは19ページ「別紙A」を参照してください。</p>

「新規雇用者」及び「他の地域からの転入者」は、雇用保険の一般被保険者の加入要件を満たせば、雇用創出効果となります。

「同一市町村等からの転入者」は、控除雇用者として扱うため雇用創出効果となりません。



Q4 雇用者には、いわゆる正社員以外の者も含まれますか。派遣社員や関係会社の者は含まれないのですか。

A4 対象となる雇用者とは、補助金応募者が直接雇用し、対象事業所で常時就労している雇用者のことをいい、雇用保険の被保険者の種類のうち「一般被保険者」が対象となります。  
他の企業への出向等により、対象事業所に勤務実態のない雇用者は対象となりません。  
派遣社員や関係会社の者は、補助金応募者が直接雇用した者ではないので対象となりません。  
正社員以外（パート等）であっても、雇用保険の「一般被保険者」は対象となります。

参考 「一般被保険者」とは

雇用保険法に規定されている雇用保険の対象となる被保険者のうち、次の者を除いた者。

- ・高年齢被保険者（65歳以上の被保険者で、今回の場合は昭和28年10月1日以前に生まれた方が該当）
- ・短期雇用特例被保険者
- ・日雇労働被保険者

Q5 事業所の新設の場合で企業立地日より前に配置した雇用者がありますがどうなりますか。

A5 新設の場合、電気の需給契約に先行して、その事業所での雇用が発生する場合がありますが、企業立地日の2カ月前の日より前の「新規雇用者」及び「他の地域からの転入者」は、控除雇用者となります。  
企業立地日の2カ月前の日より前から勤務している雇用保険未加入者が2カ月前以降に新たに雇用保険に加入した場合も、控除雇用者となります。（※雇用保険加入の有無ではなく、勤務実態により判断。）  
企業立地日の2カ月前以降の雇用者は、雇用創出効果とすることができます。

Q6 特例増設を行った以降、交付額の算定はどのようになりますか。

A6 特例増設を行うことによって交付期間が重複する場合があります。企業立地による概ね8年間の交付期間を「当初交付期間」、1度目の特例増設による概ね8年間の交付期間を「特例増設交付期間1」、2度目の特例増設による概ね8年間の交付期間を「特例増設交付期間2」とし、交付期間の重複のパターンによる算定に用いる基礎値は次のようになります。

① 今回の応募で交付期間が重複する場合

以下のとおり、最も前の交付期間に係る基礎値により算定を行います。

重複のパターン	算定に用いる基礎値
「当初交付期間」と「特例増設交付期間1」との重複	「当初交付期間」に係る基礎値
「特例増設交付期間1」と「特例増設交付期間2」の重複	「特例増設交付期間1」に係る基礎値
「当初交付期間」と「特例増設交付期間1」並びに「特例増設交付期間2」の重複	「当初交付期間」に係る基礎値

② 今回の応募で交付期間が重複しない場合

該当する交付期間に係る基礎値により算定を行います。

いずれの場合も雇用創出効果は基礎雇用者及び控除雇用者を控除します。

Q7 交付期間中に交付要件を満たさなかった場合はどうなりますか。

A7 交付要件を満たさなかった場合、その半期について補助金は交付されません。その後、交付要件を再び満たした場合、その半期について補助金が交付されます。なお、補助金が交付されない半期も交付期間に含まれます。

Q8 F補助金と他の補助金を重複して受けられますか。

A8 他の補助金を受ける際は、その補助金の関係書類をご提出いただく場合があります。F補助金は支払電気料金の実質的割引措置であり、他の補助金が電気料金を補助するものでないかどうかを確認します。

Q9 いつまで応募することができますか。

A9 企業立地日又は特例増設日の属する半期の翌半期を1期目とし、以降は半期ごとの応募により16期目までの概ね8年間で交付期間となります。

Q10 交付額算定の上で差引かれる交付金単価とは何ですか。

A10 電源立地地域対策交付金の一部である原子力発電施設等周辺地域交付金相当分及び給付金加算等措置による交付金のことです。

原子力発電施設等の周辺地域を対象とし、小売電気事業者等から電気の供給を受けている一般家庭、工場等に対して算定されています。

この交付金とF補助金の重複を防止するため、F補助金の算定に際して、差引く単価として用います。交付金単価(原子力立地給付金単価及び加算給付金単価)は地域によって異なりますので、詳しくは19ページ「別紙A」を参照してください。

Q11 審査依頼書及び提出書類に間違いがあった場合はどのようにすればいいですか。

A11 審査依頼書及び提出書類は、その内容に間違いの記述があってはなりませんが、間違いが判明した場合は、速やかに申告してください。なお、内容によっては、補助金の返還等の処分が科せられる場合があります。

Q12 対象とならない暴力団や暴力団員等が行う事業とは何ですか。

A12 次のいずれかに該当する者が行う事業のことです。なお、受給資格の確認のため、新潟県警察本部に情報提供する場合があります。

- ①暴力団(新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められるとき
- ②その役員等(事業者が個人なる場合にはその者を、法人である場合は役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(新潟県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき
- ③暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与していると認められるとき
- ④その役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき
- ⑤その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- ⑥その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

## F補助金の対象地域、算定区分、交付金単価(差引く単価)の一覧

平成30年度下期に適用(予定)される現市町村名、合併前の市町村区分、所在隣接の別、算定区分、交付金単価等は、以下の表のとおりです。内容に変更が発生した場合、速やかに本財団のホームページにて周知いたします。

- 所在隣接の別は、市町村合併の内容等により、さらに以下のとおり3つに区分され、交付限度額の算定等に適用されます。
  - 所在 所在市町村であることを示します。設置が予定されている市町村も同様です。
  - 旧隣接 隣接市町村(旧隣接)であることを示します。
  - 旧外部 隣接市町村(旧外部)であることを示します。(一定期間内に行われた市町村合併により対象地域となったものをいいます)
- 算定区分
  - 9ページの算定単価表について、所在及び旧隣接は算定単価①、旧外部は算定単価②が適用されます。
  - 算定区分の欄に記載のないものは、算定単価①が適用されます。
  - ※1 企業立地日が平成20年3月31日以前の案件……………算定単価②を適用
  - 企業立地日が平成20年4月1日以降の案件……………算定単価①を適用
- 対象区域
  - ※2 旧外部 企業立地日・特例増設日が平成25年4月1日以降の案件……………補助金対象区域外
  - ※3 南相馬市(旧鹿島町、旧原町市) 企業立地日・特例増設日が平成25年3月31日以前の案件……………所在
  - 平成25年4月1日以降の案件……………補助金対象区域外

## 4. 交付金単価

道府県名	現市町村名	合併前の市町村区分	所在隣接の別			算定区分	交付金単価		参 考
			所在	隣 接			原子力立地給付金単価	加算給付金単価	
				旧隣接	旧外部 ※2				
北海道	共和町			○		228		泊原子力発電所	
	岩内町			○		228			
	泊村		○			457	459		
	神恵内村			○		228			
青森県	大間町		○			450		大間原子力発電所	
	風間浦村			○		225		中間貯蔵施設	
	佐井村			○		225	42		
	むつ市	むつ市	○			393			
		大畑町	○			337			
		川内町	○			337		東通原子力発電所	
		脇野沢村 ※1	○		②,①	337			
		東通村		○			562		
		横浜町			○		281		原子燃料サイクル施設
		六ヶ所村		○			281		
		野辺地町			○			0	
		東北町	東北町		○			216	
			上北町		○			216	
		平内町			○			216	
		七戸町	七戸町		○			216	
			天間林村		○			216	
		三沢市			○			187	
		おいらせ町	百石町		○			216	
			下田町		○			216	
		六戸町			○			216	
	十和田市	十和田市		○					
		十和田湖町(対象外)							
宮城県	石巻市	石巻市		○			204	女川原子力発電所	
		河北町		○			204		
		雄勝町		○			204		
		北上町			○	②			
		桃生町			○	②			
		河南町			○	②			
		牡鹿町		○			409		
	女川町		○			409			

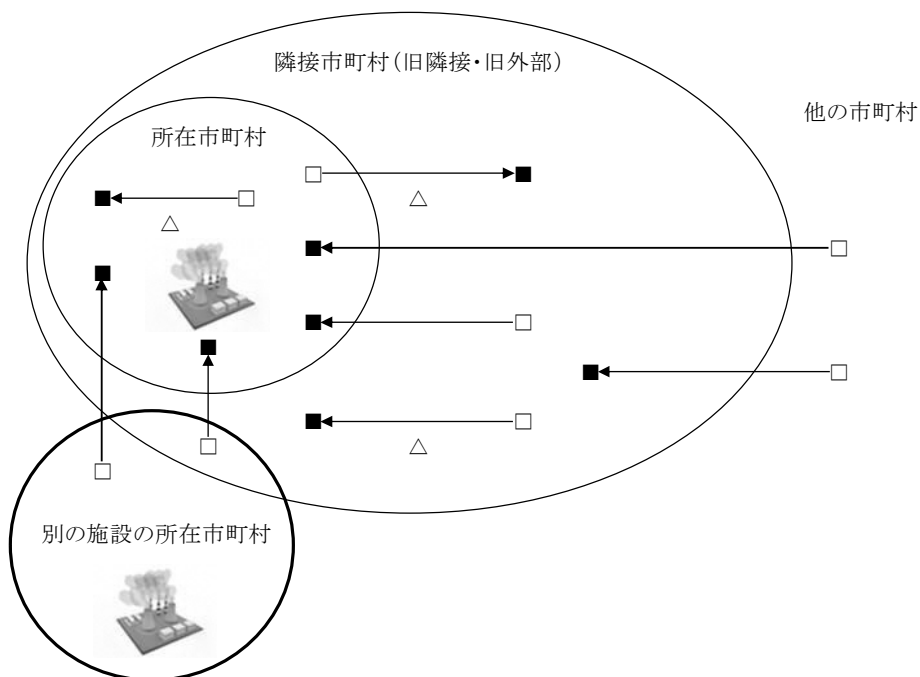
道府県名	現市町村名	合併前の市町村区分	所在隣接の別			算定区分	交付金単価		参考
			所在	隣接			原子力立地給付金単価	加算給付金単価	
				旧隣接	旧外部※2				
福島県	双葉町		○					福島第一原子力発電所	
	大熊町		○			175			
	田村市	常葉町			○	②			
		大越町			○	②			
		滝根町			○	②			
		船引町			○	②			
		都路村			○				
	葛尾村			○					
	浪江町			○					
	南相馬市	原町市 ※3							
		鹿島町 ※3							
		小高町			○				
	楡葉町		○			350			福島第二原子力発電所
	富岡町		○			350			
いわき市			○		175				
広野町			○		175				
川内村			○		175				
日立市	十王町			○	②		東海第二原子力発電所		
	日立市			○		182			
東海村		○				364			
那珂市	那珂町			○		182			
	瓜連町			○	②				
ひたちなか市	那珂湊市			○		227			
	勝田市			○		227			
新潟県	長岡市	栃尾市			○	②		柏崎刈羽原子力発電所	
		中之島町			○	②			
		三島町			○	②			
		山古志村			○	②			
		与板町			○	②			
		和島村			○	②			
		寺泊町			○	②			
		長岡市			○		394		
		越路町			○		394		
		小国町			○		394		
		川口町(対象外)							
	柏崎市	柏崎市		○			788		
		高柳町		○			591		
		西山町		○			591		
	出雲崎町			○		394			
	刈羽村			○		788			
	上越市	大島村			○		394		
		柿崎町			○		394		
		吉川町			○		394		
		上越市			○	②			
		牧村			○	②			
		大潟町			○	②			
		頸城村			○	②			
		板倉町			○	②			
		清里村			○	②			
		三和村			○	②			
		名立町			○	②			
浦川原村				○	②				
安塚町				○	②				
中郷村				○	②				

道府県名	現市町村名	合併前の市町村区分	所在隣接の別			算定区分	交付金単価		参考
			所在	隣接			原子力立地給付金単価	加算給付金単価	
				旧隣接	旧外部※2				
石川県	羽咋市			○			203	志賀原子力発電所	
	七尾市	七尾市			○	②			
		田鶴浜町		○			203		
		中島町		○			203		
		能登島町			○	②			
	中能登町	鳥屋町		○			203		
		鹿西町		○			203		
		鹿島町			○	②			
志賀町	志賀町	○				407			
	富来町	○				305			
福井県	池田町			○				敦賀原子力発電所 美浜原子力発電所 大飯原子力発電所 高浜原子力発電所	
	越前町	越前町		○			203		
		朝日町(対象外)							
		織田町(対象外)							
		宮崎村(対象外)							
	越前市	武生市		○					
		今立町(対象外)							
	南越前町	南条町		○					
		今庄町		○			203		
		河野村		○			203		
	敦賀市		○				462		
	美浜町		○				289		
	若狭町	三方町		○			179		
		上中町		○			131		
小浜市			○			187			
おおい町	大飯町	○				475			
	名田庄村	○				331			
高浜町		○				425			
静岡県	掛川市	掛川市		○	②			浜岡原子力発電所	
		大須賀町			○	②			
		大東町		○			267		
	御前崎市	浜岡町	○				535		
		御前崎町	○				401		
	菊川市	小笠町		○			267		
		菊川町			○	②			
	牧之原市	相良町		○			267		
榛原町				○	②				
滋賀県	高島市	マキノ町		○			197	(美浜原子力発電所)	
		今津町		○			60		
		朽木村			○	②			
		高島町			○	②			
		安曇川町			○	②			
		新旭町			○	②			
	長浜市	余呉町		○			167	(敦賀原子力発電所)	
		西浅井町		○			167		
		虎姫町(対象外)							
		湖北町(対象外)							
		高月町(対象外)							
京都府	舞鶴市			○			120	(高浜原子力発電所)	
	綾部市			○			234	(大飯原子力発電所)	

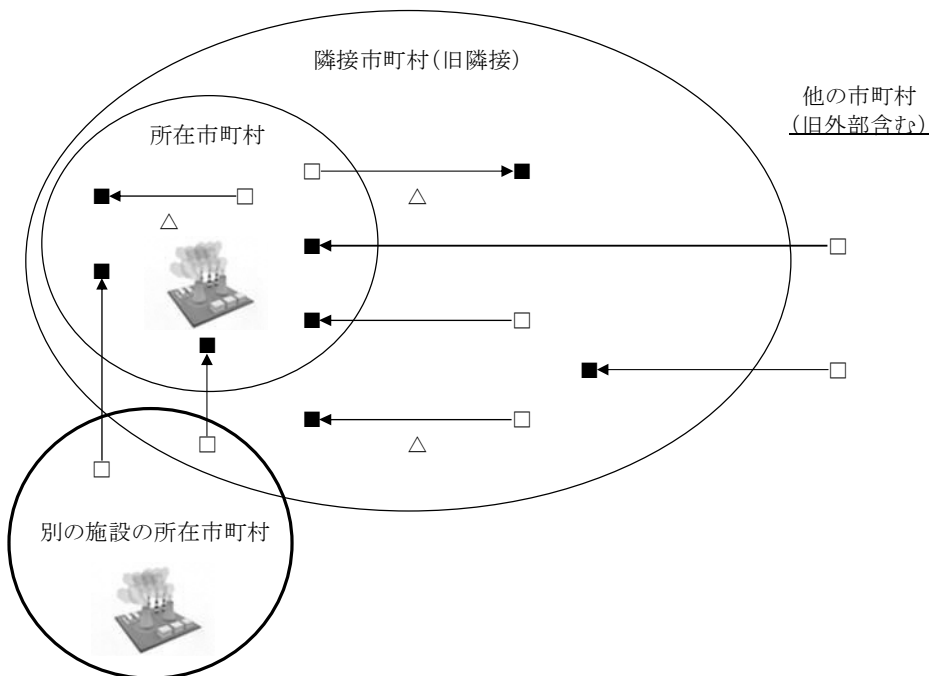
道府県名	現市町村名	合併前の市町村区分	所在隣接の別			算定区分	交付金単価		参考
			所在	隣接			原子力立地給付金単価	加算給付金単価	
				旧隣接	旧外部※2				
島根県	松江市	松江市	○				333	島根原子力発電所	
		島根町	○				333		
		鹿島町	○				444		
		美保関町 ※1	○			②,①	222		
		八束町 ※1	○			②,①	222		
		八雲村 ※1	○			②,①	222		
		玉湯町 ※1	○			②,①	222		
		宍道町 ※1	○			②,①	222		
	東出雲町(対象外)								
愛媛県	伊方町	伊方町	○				261	伊方原子力発電所	
		瀬戸町	○				195		
		三崎町	○				195		
	八幡浜市	保内町		○			130		
		八幡浜市		○					
	西予市	三瓶町		○					
		野村町(対象外)							
		明浜町(対象外)							
宇和町(対象外)									
	城川町(対象外)								
佐賀県	玄海町		○				351	玄海原子力発電所	
	唐津市	唐津市		○			175		
		肥前町		○			175		
		鎮西町		○			175		
		呼子町		○			175		
		浜玉町			○	②			
		北波多村			○	②			
		相知町			○	②			
		巖木町			○	②			
七山村			○	②					
鹿児島県	阿久根市			○			125	川内原子力発電所	
	薩摩川内市	川内市	○				250		
		樋脇町	○				187		
		東郷町	○				187		
		里村	○				187		
		上甕村	○				187		
		下甕村	○				187		
		鹿島村	○				187		
		入来町 ※1	○			②,①	125		
	祁答院町 ※1	○			②,①	125			
	いちき串木野市	串木野市		○			125		※63
市来町				○	②				

## 同一道府県内における市町村間の転入者の取扱い

### 1. 平成25年3月31日以前の企業立地の場合



### 2. 平成25年4月1日以降の企業立地の場合



※この図は、企業内での人事異動による別の事業所から対象事業所への転入パターンを示しています。

□は別の(転入元)事業所

■は対象(転入先)事業所

■←□ 別の事業所からの転入者は雇用創出効果となります。

■←□ 別の事業所からの転入者は控除雇用者となり雇用創出効果となりません。

△

## 平成30年度下期の新規の応募における算定対象と要件設定日

半期区分	年月	企業立地日の翌々半期に応募する場合				企業立地日の翌半期に応募する場合				備考	
		企業立地の時期	電気料金の発生	応募の期	雇用	企業立地の時期	電気料金の発生	応募の期	雇用		
	H29.1									★H29.3.31 基礎雇用者数設定	
	H29.2										
	H29.3				★						
平成29年度 上期	H29.4									★H29.9.30 基礎雇用者数設定	
	H29.5										
	H29.6	★増設の場合、基礎雇用者数を企業立地日の1年前の半期末日にて設定									
	H29.7										
	H29.8										
	H29.9								★		
	H29.10										
平成29年度 下期	H29.11	企業立地日 がこの期間 中にある	補助金の算 定対象には ならない								
	H29.12										
	H30.1										
	H30.2										
	H30.3										
	H30.4										
平成30年度 上期	H30.5	算定対象と なる			企業立地日 がこの期間 中にある	企業立地日 の属する月 の翌月以降 の支払いか ら算定対象 となる				★H30.9.30 期末雇用者数設定	
	H30.6										
	H30.7										
	H30.8										
	H30.9						★				★
	H30.10										
平成30年度 下期	H30.11	継続の応募 で算定対象 となる	(2期目から開始) 新規の応募		継続の応募 で算定対象 となる	(1期目から開始) 新規の応募					
	H30.12										
	H31.1										
	H31.2										
	H31.3										
	H31.4										
平成31年度 上期	H31.5	継続の応募 で算定対象 となる			継続の応募 で算定対象 となる						
	H31.6										
	H31.7										
	H31.8										
	H31.9										

平成31年度上期に新規の応募をすることも可能(その場合は2期目から開始)

(注)

- ・企業立地日の属する半期の翌半期を1期目とし、以降は16期目まで概ね8年間にわたって給付します。
- ・企業立地日の属する半期の翌々半期後に新規の応募は出来ません。
- ・平成30年度上期中に企業立地し、新規の応募を翌半期(平成30年度下期)にせず翌々半期(平成31年度上期)にしたときは、交付期間は7年半となります。



## 雇用創出効果の具体例(新設の場合)

	企業立地日の2カ月前 の日より前の雇用者 (控除雇用者) ※1	企業立地日の2カ月前 以降の雇用者	期末雇用者 (平成30年9月30日)
新規雇用者 ※2	3人	8人	11人
他の地域からの 転入者	2人	6人	8人
同一市町村等からの 転入者	1人	7人 (控除雇用者)	8人
合 計	6人	21人	27人
うち控除雇用者	6人	7人	13人
雇用創出効果	0人	14人	14人

※1 企業立地日の2カ月前の日より前の雇用者は、原則、控除雇用者となります。

※2 企業立地日より前に、同一市町村等の既存事業所に研修や事前準備等のため一時的に配属となり、対象事業所の稼動(企業立地日)後に転入、配属されるケースが想定されます。  
この場合、企業立地日の2カ月前以降の新規雇用であり、一時的な別の事業所での勤務に合理的理由があれば、形式は「同一市町村等からの転入者」ですが、「新規雇用者」として扱います。